

令和8年（2026年）1月7日付け札幌市告示第41号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和8年（2026年）1月8日

札幌市長 秋元 克広

記

1 訂正する内容

令和8年札幌市告示第41号別表の工事番号「26(中)第0001号」工事名「南1条線（西7丁目線～国道230号間）舗装路面改良工事」に係る設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

# 特記仕様書（フレックス方式）

## ○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

## ○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

### 【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和8年11月17日」まで

### 【積算上の通常工期】

「契約締結期限日」から「令和8年10月19日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

## ○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を「令和8年4月1日」と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

## ○ CORINSへの登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

## 特記仕様書（フレックス方式）

### ○ 主任技術者等の専任期間について

- 1 契約締結日から工事開始日の前日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
- 2 工事開始日から現場着手日までの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

### ○ 工期について

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と通常工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事しゅん功期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知すること。

工事開始日までの余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

#### 【全体工期】

「契約締結期限日」から「令和8年11月17日」まで

#### 【積算上の通常工期】

「令和8年4月1日」から「令和8年10月19日」まで

※契約締結期限日とは、告示別表「13契約締結に関する事項等」に示す契約締結期限日のことをいう。

### ○ 経費の負担について

本工事は、工事開始日を「令和8年4月1日」と設定し、工期の設定及び積算を行っている。

受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とする。実工期を決定する際はその点に十分に留意すること。

ただし、着手後に受注者の責に帰さない事由により必要となる経費については、協議の上、設計変更できるものとする。

### ○ CORINSへの登録について

技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）